国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （趣旨） 第１条　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成９年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。)及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則第５条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における教育職員の任期について定めるものとする。 （無期労働契約に転換するための審査） 第３条の２　別表第４号（教授として採用された場合に限る。）、第９号及び第11号から第13号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約（別表第４号の教授にあっては再任後の労働契約に限る。）の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。 ２　任期付教員の無期労働契約に転換するための審査に関し必要な事項は、別に定める。 ３　第１項に規定する審査の結果、無期労働契約に転換しないこととなり、任期付教員としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。	本則 （趣旨） 第１条　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成９年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。)及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第５条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における教育職員の任期について定めるものとする。 （任期の定めのない教育職員とするための審査） 第３条の２　別表第４号（教授として採用された場合に限る。）、第９号及び第11号から第13号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約（別表第４号の教授にあっては再任後の労働契約に限る。）の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査（以下「審査」という。）を行うものとする。 ２　前項に定める審査に関し必要な事項は、別に定める。 ３　第１項に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期付教員としての任期が終了したときは、退職とし、職員としての身分を失う。	

(新設)	(期間の定めのない労働契約への転換) 第3条の3　任期付教員が労働契約法(平成19年法律第128号）第18条第1項（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）が適用される場合を含む。）に該当することとなる場合は、前2条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。 2　期間の定めのない労働契約の転換に関し必要な事項は、別に定める。 3　前2項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した任期付教員については、引き続き職員就業規則を適用するものとする。 4　前項の場合において、職員就業規則第5条第3項の規定は、適用しない。	
附　則(平成25年4月1日　25教規程第9号) 1　(略) 2　平成25年3月31日に従前の規程において別表に定める任期により在職している者が、労働契約法(平成19年法律第128号）第18条第1項に該当することとなる場合は、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から無期労働契約に転換するものとする。 3　前項の無期労働契約への転換に関し必要な事項は、別に定める。	附　則(平成25年4月1日　25教規程第9号) 1　(略) 2　平成25年3月31日に従前の規程において別表に定める任期により在職している者が、労働契約法(平成19年法律第128号）第18条第1項（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）が適用される場合を含む。）に該当することとなる場合は、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。 (削る)	

附　則(平成29年3月3日規程第53号)

この規程は、平成29年3月3日から施行する。